

保存期間を1年未満とする文書の廃棄に関する公表について

- ◆ 防衛装備庁では、防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第24条に基づき、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第17条第7項各号に掲げる類型（※）に該当しないものについて廃棄した場合、各文書管理者は廃棄した行政文書の類型を総括文書管理者（施設等機関の文書管理者にあつては、施設等機関主任文書管理者）に報告し、総括文書管理者又は施設等機関主任文書管理者は、当該報告を取りまとめて一括して公表することとしています。

※ 訓令第17条第7項各号に掲げる類型は、以下のとおり。

- (1) 別途、正本又は原本が管理されている行政文書の写し
- (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
- (3) 出版物や公表物を編集した文書
- (4) 防衛装備庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
- (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
- (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

- ◆ 平成30年10月1日から同年12月31日の期間において、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、訓令第17条第7項各号に掲げる類型に該当しないもの廃棄はありませんでした。